

# ITキャリアアップ支援事業委託 プロポーザル方式審査要項

## 1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加表明書及び提案書を提出した参加者に限る。

## 2. 審査の方法

- (1) 志摩市が設置した「ITキャリアアップ支援事業委託プロポーザル方式選定委員会」(以下「委員会」という。)が参加者の審査を行う。
- (2) 評価項目、配点、評価基準は、別紙のとおりとする。
- (3) 審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに、評価項目に対して評価点を付与する。
- (4) 各委員の評価点について、評価項目ごとに平均値を算出し(少数点第一位以下切捨)、各評価項目の平均値を合算した総得点の最も高い参加者を受託候補者として決定する。ただし、点数が60点以上であることを条件とする。

なお、総得点が同点の場合は、見積額の安価な参加者を受託候補者として決定する。見積額も同じ場合は、評価項目のうち「2. 企画提案の内容」の総得点が最も高い者を受託候補者とし、なおも同点の場合には委員長の決するところとする。

## 3. 審査

- (1) 提案書、ヒアリングによって、審査を実施する。
- (2) 見積書合計額が見積限度額を超えている場合は、審査対象から除外する。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
  - ①提案書について、定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
  - ②提案書の提案内容に疑義がある場合
  - ③参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (4) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。
  - ①参加者からの提案書に関する概要説明 20分以内
  - ②委員会から参加者へのヒアリング 20分以内
  - ③参加者の出席人数は3人以内とする。ただし、概要説明は当該業務を実施する1名で行うこと。
  - ④パソコン、液晶プロジェクター等の投影装置の使用は認めない。
  - ⑤説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。
- (5) ヒアリングの詳細(会場、時間等)については、後日各参加者へ郵送及び電子メールで通知する。
- (6) 審査結果は、ヒアリングを受けたすべての参加者に通知する。

ITキャリアアップ支援事業委託

評価項目及び評価内容	評価及び評価点数				
	非常に 優秀	優秀	ふつう	やや 劣る	劣る
<b>1. 業務の実施体制について（10点）</b>					
同種の経験及び実績は十分か (5件:5点、4件:4点、3件:3点、2件:2点、1件:1点)	5	4	3	2	1
事業を適正かつ確実に実施できるよう、十分な人員体制が整っているか	5	4	3	2	1
<b>2. 企画提案の内容(90点)</b>					
カリキュラムが事業目的を達成できるような工夫がされているか	10	8	6	4	2
研修によって得た知識等が実務へ活用できることが期待できるか	10	8	6	4	2
実施計画(スケジュール)が現実的なものであり、かつ柔軟な調整が可能なものであるか。	10	8	6	4	2
効率的・効果的に本事業を周知し、参加を見込める具体的な集客方法となっているか	10	8	6	4	2
研修受講者が参加しやすい工夫がなされているか	10	8	6	4	2
研修受講者に対するサポート体制及び内容が充実しているか	10	8	6	4	2
研修受講者を就労に繋げる工夫がなされているか	10	8	6	4	2
研修の効果測定等の手法は適切か	10	8	6	4	2
特筆すべきアピールポイントがあるか、独創性のある提案がなされているか	10	8	6	4	2
合計	100 点				